

令和8年度温室効果ガス削減
アクションプログラム運営支援等業務

委託先募集要項

令和8年2月
仙台市

1 業務名称

令和8年度温室効果ガス削減アクションプログラム※運営支援等業務

2 業務内容

別紙「令和8年度温室効果ガス削減アクションプログラム運営支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 契約方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 事業費の上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は仙台市「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項による指名停止を受けていないこと。
- (3) 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）」別表各号に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 過去に国、都道府県又は政令指定都市からの委託を受けて、計画書制度の運営業務（工場又は事業所の温室効果ガス排出状況調査や排出抑制に関する措置の提案を含む業務）を遂行した実績があるものを業務責任者または業務実務者として配置できること。
- (6) エネルギー管理士の資格を持つ者を業務責任者及び業務実務者として配置できること。

7 受注候補者選定の流れ（予定）

令和8年2月16日（月）	募集開始（募集要項配布）
令和8年2月20日（金）	質問書提出期限
令和8年3月5日（木）	企画提案書提出期限
令和8年3月16日（月）	ヒアリング審査
令和8年3月17日（火）	審査結果の通知

※ 「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業者との連携による温室効果ガス排出削減に向けた制度であり、他自治体において「〇〇市温室効果ガス削減事業者計画書制度」などの名称で実施されているもの。

8 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、プロポーザル企画提案書（様式第1号）1部に必要書類を添えて以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式。記載項目及び評価の観点は(6)1～4 参照。）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務の執行体制（様式第3号。上記6（6）に示す資格を持つ者については、全員分の資格の免状の写し等、資格を所有することを示す書類を添付すること。）
- エ 類似業務実績（様式第4号）
- オ 事業費の見積書（任意様式。内訳を含む。）
- カ 参加資格保有誓約書（様式第5号）

(2) 提出形式

PDF形式とし、社名あり・社名なしの2種

(3) 提出期限

令和8年3月5日（木）15：00（必着）

(4) 提出先

担当課：仙台市環境局 脱炭素都市推進部 脱炭素経営推進課（担当：三浦）
住 所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町5階
電 話：022-214-8467
電子メール：action_program@city.sendai.jp

(5) 提出方法

以下いずれかの方法により提出すること。なお、提出の方法は審査結果に影響しない。

- ア 電子メールによる送付
- イ CD-Rの持参又は郵送

※郵送の場合は書留等の配達記録が残る方法に限る。

(6) 企画提案書記載項目及び評価の観点等

企画提案書は、下表1～4の提案を任意様式で作成すること（ヒアリング審査ではモニターを使用するので、視認しやすいレイアウトや文字サイズとすること）。下表5～7をそれぞれ指定様式で作成すること。

	企画提案書項目	評価の観点	配点
1	基本的な考え方・姿勢 (1) 「温室効果ガス削減アクションプログラム」への理解	・制度の趣旨や目的を理解しているか。	15
	(2) 業務遂行にあたっての方針や進め方	・方針や進め方は合理的か。	
2	事業所訪問調査支援に係る提案 (1) 調査の視点	・調査で重視する点とその理由は妥当か。	20
	(2) 調査支援の実施手法	・具体的かつ効果的な手法が提案されているか。	
	(3) 事業者等に対するアドバイスの事例	・類似業務※におけるアドバイスの内容は適	

		当かつ充実しているか。	
	(4) フィードバックシート作成の視点	・フィードバックシートで重視する点は妥当か。 ・制度参加事業者にとってメリットがあり、かつ取り組みやすい提案とするための工夫があるか。	
	(5) フォローアップの実施手法	・具体的かつ効果的な手法が提案されているか。	
3	短時間事業所訪問に係る提案 (1) 訪問の視点 (2) 訪問の実施手法	・調査で重視する点とその理由は妥当か。 ・事業規模や事業形態に応じた具体的かつ効果的な手法が提案されているか。	20
4	第二計画期間における表彰支援に係る提案 (1) 調査の視点 (2) 審査委員会資料作成の視点	・ヒアリング調査で重視する点とその理由は妥当か。 ・審査委員会で表彰事業者を選定しやすい資料とするための工夫があるか。	20
5	本店所在地（様式第2号）	・仙台市内に本店があるか。	5
6	業務の執行体制（様式第3号）	・業務を実施可能な人員体制か。 ・訪問調査支援の体制は妥当か。	10
7	類似業務*実績（様式第4号）	・本業務を確実に履行するのに必要な実績を有するか。	10
合計			100

※ 類似業務実績は6(5)で示した計画書制度の運営業務を指す。

(7) 参考資料

ア 温室効果ガス削減アクションプログラム

<https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/seido.html>

イ 仙台市地球温暖化対策推進計画

<https://www.city.sendai.jp/ondanka/kurashi/machi/kankyohozen/chosa/suishin/index.html>

(8) 貸与資料

以下の資料について貸与を受けたい者は、次のとおりその旨を申し出ること。

ア 受付期間

公募開始から、令和8年2月20日(金) 15:00まで

イ 申出方法

電子メールにて、8(4)に記載の担当課あて申し出ること。

ウ 貸与方法

イの申出を確認後、3営業日以内に電子メールにて送付する。

エ 貸与可能資料

- ・ 仙台市温室効果ガス削減アクションプログラムに係る表彰審査要領(現行)
- ・ 第二計画期間の表彰に向けた表彰審査基準(案)

オ 貸与後の取扱いについて

貸与した資料については、本事業の企画提案のためのみに使用し、本公募手続き終了後は、当該目的以外に使用することのないよう、速やかに破棄すること。

(9) 留意事項

ア 提案の無効（失格）について

次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

- (ア) 上記 6 の参加資格を満たさないこととなった場合。
- (イ) 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。
- (ウ) 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）
- (エ) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
- (オ) 事業費の見積額（消費税相当分を含む）が上記 5 に記載する上限額を上回る場合。
- (カ) その他、仙台市環境局長が不適格と認めた場合。

イ その他

- (ア) 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (ウ) 提案書類は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台条例第 80 号）の対象文書となる。
- (エ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。
- (オ) 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。
- (カ) 本市が貸与する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用し、又は第三者に開示若しくは提供してはならない。
- (キ) 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 20 日（金） 15：00 まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式第 6 号）により、電子メールにて 8（4）「提出先」の担当課宛てに送付すること。

(3) 回答方法

令和 8 年 2 月 25 日（水）にホームページに掲載する。

10 受注候補者の選定方法等

(1) 選定方法

受注候補者の選定に当たっては、候補者を選定する審査委員会を開催し、8（6）「企画提

案書記載項目及び評価の観点等」に基づいて企画提案書の書類審査およびヒアリング審査を行い、受注候補者 1 者を選定する。

(2) ヒアリング審査の実施

ア 日時

令和 8 年 3 月 1 6 日（月）

イ 場所

仙台市役所内会議室（予定）

ウ 内容

企画提案書をもとに、8（6）「企画提案書記載項目及び評価の観点等」に記載する事項に則して口頭にて説明を行う。

エ 時間

提案者による説明 20 分、質疑応答 10 分とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

オ 留意事項

(ア) 出席者は 1 者あたり 3 名以内とする。

(イ) 説明は本業務に係る主担当者によるものとする。

(ウ) 説明は企画提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。

(エ) 各提案者のヒアリング審査の時間及び場所等の詳細については、令和 8 年 3 月 9 日（月）までに各提案者に連絡する。

(3) 結果の通知

受注候補者の選定後、令和 8 年 3 月 1 7 日（火）（予定）に、企画提案書を提出した全事業者あてに審査結果を通知する。

11 委託契約の締結

委託契約は、仕様書及び企画提案書に基づき、受注候補者と業務内容を協議・決定のうえ令和 8 年 4 月 1 日に令和 8 年度予算が発効した際に締結する。なお、協議が整わない場合、候補者決定から契約締結までの手続期間中に辞退の意思又はプロポーザル参加資格の喪失が明らかとなった場合は、順次、審査結果の次点者を繰り上げ、協議のうえ委託契約を締結する。